

◎新潟県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年7月15日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市茗荷谷661番地	大 沼 淳 (理事長)
〃	〃 上今泉甲174番地	渡 邊 英 雄
〃	〃 向中条571番地	中 野 義 隆
〃	〃 三日市17番地	高 澤 徳 栄
〃	〃 古川676番地1	菊 池 政 英
〃	〃 下山田甲263番地	大 滝 一 博
〃	〃 湖南1379番地	佐 久 間 剛
〃	〃 金塚570番地	丸 山 昇
〃	〃 貝屋77番地	佐 藤 芳 夫
〃	〃 片桐293番地1	松 井 弘 行
監事	新発田市寺尾60番地1	佐 藤 順 一
〃	〃 真野原外1419番地	後 藤 伊佐務
〃	〃 小島62番地1	赤 塚 克 則

就任年月日 平成28年7月2日

2 退任

理事	新発田市茗荷谷661番地	大 沼 淳 (理事長)
〃	〃 上今泉甲174番地	渡 邊 英 雄
〃	〃 貝塚699番地	森 谷 伊和男
〃	〃 向中条571番地	中 野 義 隆
〃	〃 三日市17番地	高 澤 徳 栄
〃	〃 小島62番地1	赤 塚 克 則
〃	〃 古川676番地1	菊 池 政 英
〃	〃 湖南1379番地	佐 久 間 剛
〃	〃 金塚570番地	丸 山 昇
監事	新発田市真野原外1419番地	後 藤 伊佐務
〃	〃 寺尾60番地1	佐 藤 順 一
〃	〃 下山田甲263番地	大 滝 一 博

退任年月日 平成28年7月1日